

令和 5 年 10 月定例会・会議録
令和 5 年 10 月 27 日（金） 午前 10 時 00 分 開議

◎出席議員（10 名）

【尾花沢市選出議員】

3 番 高橋 隆雄 君 4 番 鈴木由美子 君 5 番 和田 哲 君
6 番 星川 薫 君 8 番 青野 隆一 君

【大石田町選出議員】

1 番 今野 雅信 君 2 番 熊谷富太郎 君 7 番 村形 昌一 君
9 番 小玉 勇 君 10 番 齋藤 公一 君

◎欠席議員（0 名）

◎地方自治法第 121 条の規定による説明のための出席者

管理者	結城 裕 君
副管理者	村岡 藤弥 君
会計管理者	有路 玲子 君
幹事 市環境エネルギー課長	三宅 良文 君
幹事 町まちづくり推進課長	大山 和彦 君
幹事 町建設課長	大沼 進悟 君
事務局長	間宮 康介 君
統括課長（兼）管理課長	押切 民典 君
上下水道課長	小野 昭弘 君
環境衛生課長	森 雅之 君

◎議長（齋藤公一議員）

皆さん、おはようございます。

これより、令和5年10月定例会を開会いたします。

出席議員数も定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程第1号によって進めます。

まず、日程第1、会議録議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、6番 和田哲君、5番 和田哲議員、6番 星川薫議員、7番 村形昌一議員、以上の3名を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

この際、議会運営委員長の報告を求めます。議会議員運営委員長、村形昌一議員。村形君、お願いします。

◎議会運営委員長（村形昌一議員）

議会運営委員会の審議の結果についてご報告申し上げます。11月2日に招集告示になりました今定例会に係る議会運営委員会を、去る10月19日午前9時より、環境衛生事業組合会議室において開会いたしました。当局から、事務局長、統轄課長兼管理課長の出席を求め、提出議案の概要を聴取し、会期及び議事日程について慎重に審議を行ったところであります。その結果、今定例会の会期については、皆様方のお手元に配付しております会議議事日程表のとおり、本日1日とすることに意見の一致をみた次第です。

何とぞ当委員会の決定に対し、議員各位のご賛同をお願い申し上げ、ご報告とします。

◎議長（齋藤公一議員）

お諮りいたします。今定例会の会期は、ただ今、議会運営委員長から報告がありましたとおり、本日1日とすることに、ご異議あり

ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（齋藤公一議員）

ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日1日とすることに決しました。

次に、日程第3、諸般を報告があります。この際、事務局長をして報告させます。事務局長。はい、事務局長。

◎事務局長（間宮康介君）

命によりまして、ご報告申し上げます。監査委員より、議長あてに令和5年8月から9月までに実施いたしました例月出納検査につきまして、地方自治法第235条の2第3項の規定により報告がございました。その写しを配布してございますので、ご参照お願いいたします。

次に、有限会社かんきょうクリーン公社の令和5年度決算に係る定時株主総会の写しを配布してございますので、併せてご参照お願いいたします。

次に、本年4月1日から本日までの組合議会関係の事務処理報告書を配布してございますので、併せてご参照お願いいたします。

また、資料A3として配布してございますのが、一般質問の時に係る資料になりますので、後ほどご確認をお願いしたいと思います。以上で報告を終わります。

◎議長（齋藤公一議員）

以上で、諸般の報告を終わります。

次に、議案の上程を行います。日程第4、認第1号「令和4年度尾花沢市大石田町環境衛生事業組合一般会計歳入歳出決算の認定について」から日程第13、議第18号「尾花沢市大石田町環境衛生事業組合議会運営委員会条例の一部を改正する条例の制定について」までの10案件を一括上程いたします。

この際、管理者より提案理由の説明を求め

ます。管理者。

◎管理者（結 城 裕 君）

皆さんおはようございます。提案理由の説明に先立ちまして、各事業の概要について説明を申し上げます。

はじめに、塵芥処理関係について申し上げます。

各家庭から排出されるごみの量と環境衛生センターに直接搬入されるごみの量は、ここ数年、緩やかな減少で推移しております。ごみ焼却施設は平成15年3月の稼働から20年が経過しており、主要な建屋は44年を迎えようとしております。また、リサイクルプラザについても、平成13年2月の稼働から22年が経過しており、両施設とも老朽化が進行しております。

このことから、将来の一般廃棄物処理の施策、目標値の設定などを記載した「循環型社会形成推進地域計画」を環境大臣に提出し、令和3年度より、国の交付金を活用した計画支援事業に取り組んでおります。その過程で、プラスチック資源循環法への対応や建設費の高騰など、課題点も見えてきておりますので、今後とも、施設整備の実現に向けて、構成市、町と鋭意協議を重ねてまいります。

白鷺最終処分場については、今後も近隣市町にある民間の一般廃棄物埋立地への外部委託を継続しながら、さらなる最終処分場の延命化を図ってまいります。

次に、し尿処理関係について申し上げます。し尿処理施設については、平成28年11月に「汚泥再生処理センター」として稼働して7年が経過しております。生物脱窒素処理による高度処理を加え、放流水の水質向上、周囲への臭気対策も万全な施設として稼働しております。今後も、適切な維持管理に努めてまいります。

次に、水道事業について申し上げます。水道事業については、経費の縮減と効率的な投資による健全経営に努め、安全で良質な水の安定供給を図ってまいります。

施設の建設改良については、令和元年度より盃山配水池管理用道路の整備及び配水管布設替工事に着手し、令和4年度は288mを整備したところであります。

また、愛宕町地区の老朽管の更新も行いました。

今後とも残存する石綿セメント管をはじめとする老朽管の更新事業を行い、災害に強い施設整備に努めてまいります。

次に、下水道事業について申し上げます。公共下水道事業については、令和4年度において、新たに4.4haの供用を開始いたしました。

このことから、供用開始区域は366.4haとなり、認可区域内における整備率は79.9%、水洗化率は94.2%になっております。今後ともさらなる加入促進を図り、生活環境の保全に努めてまいります。

施設整備については、厳しい財政状況を踏まえ、関係機関と連携を取り、効率的に事業を進めてまいります。

また、令和2年4月1日より、地方公営企業法を適用し、公営企業会計に移行しております。経営健全化に資する企業の経済性を発揮し、公共の福祉のより一層の増進に努めてまいります。

以上が、各事業の概要になります。

議員各位におかれましては、今後とも当組合の事業推進に対し、ご支援とご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、提出議案についてご説明申し上げます。

まず、認第1号「令和4年度尾花沢市大石田町環境衛生事業組合一般会計歳入歳出決算

の認定について」を申し上げます。

歳入歳出予算現額、8億5,202万2,000円に対して、歳入決算額は、8億5,577万124円であり、100.4%の収入率となっております。

歳出決算額は、8億2,136万8,672円であり、96.4%の執行率になります。

したがいまして、歳入歳出差引額は、3,440万1,452円となり、翌年度に繰り越すべき財源が928万4,000円であることから、実質収支額は2,511万7,452円となります。

次に、認第2号「令和4年度尾花沢市大石田町環境衛生事業組合水道事業会計決算の認定について」を申し上げます。

はじめに、収益的収支を申し上げます。

収入決算額は、4億9,507万7,223円であり、支出決算額は、4億3,187万7,311円となります。

消費税及び地方消費税を除いた損益計算書における当年度純利益は、4,861万3,379円となる決算内容であります。

次に、資本的収支について申し上げます。

収入決算額は、3,791万7,120円であり、支出決算額は、2億9,259万9,895円となります。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、2億5,468万2,775円には、補てん財源を充当いたしました。

次に、認第3号「令和4年度尾花沢市大石田町環境衛生事業組合公共下水道事業会計決算の認定について」を申し上げます。

はじめに、収益的収支を申し上げます。

収入決算額は、4億1,112万424円であり、支出決算額は、3億8,480万7,615円となります。

消費税及び地方消費税を除いた損益計算書における当年度純利益は、2,538万9,201円となる決算内容であります。

次に、資本的収支について申し上げます。

収入決算額は、3億1,468万6,000円であり、支出決算額は、4億1,284万8,383円となります。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、9,816万2,383円には、補てん財源を充当いたしました。

次に、認第4号「令和4年度尾花沢市大石田町環境衛生事業組合尾花沢市特定環境保全公共下水道事業会計決算の認定について」を申し上げます。

はじめに、収益的収支を申し上げます。

収入決算額は、7,006万1,620円であり、支出決算額は、6,791万540円となります。

消費税及び地方消費税を除いた損益計算書における当年度純利益は、マイナス6万3,920円となる決算内容であります。

次に、資本的収支について申し上げます。

収入決算額は、2,939万6,000円であり、支出決算額は、5,494万8,706円となります。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、2,555万2,706円には、補てん財源を充当いたしました。1,019万3,629円補てん財源不足となりました。

次に、認第5号「令和4年度尾花沢市大石田町環境衛生事業組合大石田町特定環境保全公共下水道事業会計決算の認定について」を申し上げます。

はじめに、収益的収支を申し上げます。

収入決算額は、4,998万9,557円であり、支出決算額は、4,574万4,942円となります。

消費税及び地方消費税を除いた損益計算書における当年度純利益は、452万7,520円となる決算内容であります。

次に、資本的収支について申し上げます。

収入決算額は、1,900万9,000円であり、支出決算額は、2,854万804円となります。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足

する額、953万1,804円には、補てん財源を充
当いたしました。

以上が決算議案5案件の説明であります
が、詳細につきましては、後ほど代表監査委員
より報告をお願いいたします。

次に、議第14号「令和4年度尾花沢市大石
田町環境衛生事業組合水道事業剰余金の処分
について」であります。

当年度未処分利益剰余金は、1億2,861万
3,379円となります。このうち、減債積立金に
2,800万円、建設改良積立金に2,061万3,379円
を積立し、資本金へ8,000万円を組み入れて処
分するもので、地方公営企業法第32条第2項
の規定により、議会の議決を求めるものであ
ります。

次に、議第15号「令和4年度尾花沢市大石
田町環境衛生事業組合大石田町特定環境保全
公共下水道事業剰余金の処分について」であ
ります。

当年度未処分利益剰余金は、452万7,520円
となります。このうち、減債積立金に452万
7,520円を積立処分するもので、地方公営企業
法第32条第2項の規定により、議会の議決を
求めるものであります。

次に、議第16号「令和5年度尾花沢市大石
田町環境衛生事業組合一般会計補正予算（第
1号）」であります。

既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ
2,135万4,000円を追加し、予算の総額を9億
1,746万8,000円とするものであります。

歳出については、電気料金不足により光熱
水費の追加及び必要に応じて充用した予備費
の補充をお願いするものであります。

歳入については、繰越金により予算を調製
するものであります。

また、地方自治法第214条の規定により、「地
方公会計財務書類作成支援事業」の債務負担

行為の設定をお願いするものであります。

次に、議第17号「尾花沢市の条例を準用す
る条例の一部を改正する条例の制定について」
であります。

当組合には会計年度任用職員はおりませ
んが、昨今の働き方改革の推進により、多様な
働き方や雇用形態が求められることが予想、
想定されております。つきましては、柔軟に
対応ができるように、尾花沢市で運用されて
いる条例を準用するため、条例の一部改正を
提案するものであります。

次に、議第18号「尾花沢市大石田町環境衛
生事業組合議会委員会条例の一部を改正する
条例の制定について」であります。

当組合では、令和4年4月1日に機構改革
により、水道課と下水道課を統合して上下水
道課としたところであります。その際に、関
係例規等の改正を行ったところでありますが、
委員会条例の所管する内容に関する改正が漏
れてしまっていたため、今定例会に一部改正
を提案するものであります。

以上が今定例会に提案いたしました議案の
概要であります。審議の過程におきまして、
必要に応じて関係課長より説明いたさせます
ので、慎重なるご審議の上、原案どおりご可
決くださいますようお願い申し上げます、提案理
由の説明といたします。

◎議長（齋藤公一議員）

次に、監査委員より各会計の決算及び公営
企業経営健全化に関する審査意見書が提出さ
れておりますので、その説明を求めます。監
査委員。

◎監査委員（門脇誠一君）

おはようございます。監査委員を代表しま
して、令和4年度尾花沢市大石田町環境衛生
事業組合決算及びに公営企業経営健全化審査
の経過と結果についてご報告申し上げます。

審査の対象は、審査意見書の目次に記載しているとおり、令和4年度尾花沢市大石田町環境衛生事業組合一般会計歳入歳出決算、水道事業会計決算、公共下水道事業会計決算、尾花沢市特定環境保全公共下水道事業会計決算、大石田町特定環境保全公共下水道事業会計決算及び公営企業経営健全化についてです。

審査は、去る令和5年8月31日に行ったところです。

審査の方法ですが、令和5年8月24日付をもって管理者から審査に付された当該決算書について、関係書類と照合するとともに、関係職員からの説明聴取を行いました。例月出納検査の結果を参考にし、法令、その他の規定にしたがって処理されているか、また予算の執行が適正であるか、計数は正確であるかに主眼を置いて審査を行いました。

審査の結果について申し上げます。

審査に付された各会計の決算及び関係書類は、関係法令に準拠しており、準拠して処理されており、計数は関係諸帳簿等と符合しており、かつ正確でありました。よって、予算の執行と財政運営は適正であると認められました。

次に、審査結果の概要について申し上げます。

まずは、一般会計です。審査意見書の2ページをお開き願います。

予算現額は、8億5,202万2,000円であり、歳入決算額は、8億5,577万124円となり、予算現額に対する収入率は、100.4%となります。

また、歳出決算額は、8億2,136万8,672円となり、予算現額に対する執行率は、96.4%となります。

この結果、歳入歳出差引額は、3,440万1,452円となり、翌年度へ繰り越すべき財源が928万4,000円であることから、実質収支額は、2,511

万7,452円となります。

さらに、前年度の実質収支額2,442万5,599円を控除した単年度収支額は、69万1,853円の黒字となっております。

本会計における主な収入財源は、尾花沢市・大石田町からの分担金等で、82.3%を占めております。

歳出決算額の構成比率は、事業費が84.6%、公債費が11.4%、総務費が3.9%、議会費が0.1%の順になっております。

審査意見書の7ページをお開き願います。歳出決算の内訳を性質別経費比率で申し上げます。消費的経費が82.6%、公債費が11.4%となっております。

以上が令和4年度一般会計審査結果の概要になります。

稼働開始から20年が経過したガス化溶融施設は、溶融施設と22年が経過したリサイクルプラザについては、施設の設備性能が老朽化する中、各施設状況に応じた入念な維持管理、修繕を行い、適切な一般廃棄物の処理、資源再生の取り組みが行われております。また、「ごみ処理施設整備事業」に関しては、毒沢地区の環境整備も実施しながら施設整備に向けた基本計画策定、生活環境影響調査などが行われております。

関連する白鷺最終処分場においても、焼却残渣、不燃残渣の埋め立て処理を民間最終処分場に委託し、減容化に努めながら施設の延命化が進められております。また、平成28年10月に竣工した汚泥再生処理センターについては、適正な運転管理により安定した高度処理が行われております。

なお、各施設の管理運営についても、これまで同様に業務委託等を推進しながら、既存施設の延命化に向けた修繕整備などを行っており、おおむね健全に運営されているものと

伺えます。人口減少等により財政状況の厳しい中、ごみ処理施設整備に係る大規模事業も控えております。構成市町との連絡を密にしながら、市民町民の安全安心な生活環境保全のために、より一層の英知と努力を望むものであります。

次に、水道事業会計決算の審査結果について申し上げます。

審査意見書の13ページをお開き願います。

まず、収益的収支決算について申し上げます。

収入については、予算額5億901万8,000円に対して、収入決算額は、4億9,507万7,223円であり、予算額に対する執行率は、97.3%となっております。

次のページになります。支出については、予算額4億5,358万7,000円に対して、支出決算額は、4億3,187万7,311円であり、予算額に対する執行率は、95.2%となっております。

次のページになります。資本的収支について申し上げます。

収入については、予算額3,686万1,000円に対し、収入決算額は、3,791万7,120円であり、予算額に対する執行率は、102.9%となっております。

支出については、予算額2億9,755万3,000円に対し、支出決算額は、2億9,259万9,895円であり、予算額に対する執行率は、98.3%となっております。

この結果、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額が、2億5,468万2,775円となります。この不足額を、過年度分損益勘定留保資金758万7,198円、当年度分損益勘定留保資金1億4,792万7,933円、減債積立金4,200万円、建設改良積立金3,800万円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,916万7,644円で補てんされております。

また、経営及び財政状況については、配布している審査意見書のとおりでありますので、ご参照ください。

以上が令和4年度水道事業会計決算の概要になります。

本年度の給水普及状況は、給水戸数が5,270戸、給水人口が1万5,476人で、普及率は99.5%となります。また、年間配水量は231万781立米、同有収水量は190万5,396立米で、有収率が82.46%となっております。

本年度の事業執行状況を見ますと、老朽管更新事業をはじめ、他事業に伴う配水管更新事業や、漏水調査などが実施されており、適切に水道施設の管理が行われていると伺えます。また、水道事業の収益状況においては、有収水量や給水人口の減少に加え、節水意識の定着、景気の停滞による企業の水需要の低迷は今後も続くと思われ、楽観視できない状況にあります。一方、未収金対策については滞りなく整理が計画的に行われております。公平性の観点からさらなる取り組みを望むものです。

今後の事業については、老朽管更新事業に加え、令和2年7月の豪雨災害による給水区域全域断水を教訓とした、災害に強い施設の構築が求められます。事業の維持推進には多額の経費が伴います。可能な限り節減に努めるとともに、財源の適正化による安全安心で持続可能な事業運営を強く要望するものであります。

次に、公共下水道事業会計決算の審査結果について申し上げます。

審査意見書の28ページをお開き願います。

まず、収益的収支決算について申し上げます。

収入については、予算額4億132万6,000円に対して、収入決算額は、4億1,112万424円

であり、予算額に対する執行率は、102.4%となっております。

支出については、予算額4億132万6,000円に対して、支出決算額は、3億8,480万7,615円であり、予算額に対する執行率は、95.9%となっております。

次のページになります。資本的収支について申し上げます。

収入については、予算額3億3,167万1,000円に対して、収入決算額は、3億1,468万6,000円であり、予算額に対する執行率は、94.9%となっております。

支出については、予算額4億3,120万1,000円に対し、決算額は、4億1,284万8,383円であり、予算額に対する執行率は、95.7%となっております。

この結果、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額が、9,816万2,383円となります。この不足額を、過年度分損益勘定留保資金6,236万7,468円、当年度分損益勘定留保資金2,285万5,688円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,293万9,227円で補てんされております。

また、経営及び財政状況については、配布している審査意見書のとおりでありますのでご参照ください。

以上が令和4年度公共下水道事業会計決算の概要になります。

本年度の業務状況は、処理区域内人口8,539人となり、区域内人口は199人の減少、水洗化人口は159人の減少となりましたが、水洗化率は94.2%と前年度よりも0.3ポイント増加となります。

また、年間総汚水処理量は76万9,127立米と9,560立米の増、同有収水量は71万7,145立米で1万1,860立米の減少となっております。

今後も事業計画に基づいて整備を進めてい

く地区がある中で、限られた財源で効率の良い整備を行うことが必要となります。

加えて、収入を増やすために受益者負担金の未納の回収や普及促進への有効な取り組みと、料金未収を発生させない努力を強化されるよう望むものです。

事業経営においては、公営企業会計移行当初からの欠損金があるため、次年度以降の更なる経営改善を期待します。

次に、尾花沢市特定環境保全公共下水道事業会計決算の審査結果について申し上げます。

審査意見書の42ページをお開き願います。

まず、収益的収支決算について申し上げます。

収入については、予算額6,987万8,000円に対して、収入決算額は、7,006万1,620円であり、予算額に対する執行率は、100.3%となっております。

支出については、予算額7,169万9,000円に対して、支出決算額は、6,791万540円であり、予算額に対する執行率は、94.8%となっております。

次のページになります。資本的収支について申し上げます。

収入については、予算額3,691万4,000円に対し、収入決算額は、2,939万6,000円であり、予算額に対する収入率は、79.6%となっております。

支出については、予算額6,108万4,000円に対し、決算額は、5,494万8,706円であり、予算額に対する執行率は、90.0%となっております。

この結果、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額が、2,555万2,706円となります。この不足額を、過年度分損益勘定留保資金747万2,814円、当年度分損益勘定留保資金567万1,263円、当年度分消費税及び地方消

費税資本的収支調整額212万5,000円で補てんし、補てん財源不足額が1,019万3,629円となっております。

また、経営及び財政状況については、配布している審査意見書のとおりでありますので、ご参照ください。

以上が令和4年度尾花沢市特定環境保全公共下水道事業会計決算の概要になります。

本年度の業務状況は、処理区域内人口、水洗化人口ともに前年度より5人増加となり、水洗化率が95.5%となりました。年間総汚水処理量は5万1,836立米で、9,222立米の増加で、同有収水量は5万1,096立米で、8,795立米の増加となりましたが、有収率においては98.6%となり、0.7ポイントの減少となっております。

面的整備が完了していることから、ストックマネジメント計画を基にした維持管理及び更新の時代に入ったと伺っております。限られた財源を有効に活用して、適正な施設管理をお願いするものです。

一方、資本的収支において補てん財源不足が生じております。令和5年度で解消の見込みではありますが、より適正な資金管理をお願いするものです。加えて、使用料増収に資する水洗化促進の啓蒙活動に努められるよう強く要望いたします。

次に、大石田町特定環境保全公共下水道事業会計決算の審査結果について申し上げます。

審査意見書の56ページをお開き願います。

まず、収益的収支決算について申し上げます。

収入については、予算額5,111万3,000円に対して、収入決算額は、4,998万9,557円であり、予算額に対する執行率は、97.8%となっております。

支出については、予算額5,113万3,000円に

対して、支出決算額は、4,574万4,942円であり、予算額に対する執行率は、89.5%となっております。

次のページになります。資本的収支について申し上げます。

収入については、予算額2,230万9,000円に対し、収入決算額は、1,900万9,000円であり、予算額に対する執行率は、85.2%となっております。

支出については、予算額3,132万7,000円に対し、決算額は、2,854万804円であり、予算額に対する執行率は、91.1%となっております。

この結果、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額が、953万1,804円となります。この不足額を、過年度分損益勘定留保資金324万3,757円、当年度分損益勘定留保資金601万2,956円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額27万5,091円で補てんされております。

また、経営及び財政状況については、配布している審査意見書のとおりでありますので、ご参照ください。

以上が令和4年度大石田町特定環境保全公共下水道事業会計決算の概要になります。

本年度の業務状況は、処理区域内人口が6,262人、水洗化人口が741人となり、前年度と比べて区域内人口が209人、水洗化人口が19人減少しました。

年間総汚水処理量は6万338立米で、716立米の減少となり、同有収水量は5万3,761立米で、6,744立米の減少、有収率は89.1%で10.0ポイントの減少となっております。

事業計画に対する整備率は100%で、整備は完了しております。今後は維持修繕費が継続的にかかると考えられます。人口減少により使用料収入は漸減傾向をたどると思われれます。

少しでも収入を増やすために普及促進への取り組みと、料金未収を発生させない努力を強化されるよう望むものです。経営状況において損益は黒字となっております。次年度以降につながるさらなる経営努力を強く要望いたします。

審査意見書の68ページをお開き願います。

令和4年度尾花沢市大石田町環境衛生事業組合公営企業経営健全化審査の結果について申し上げます。

審査に付された、水道事業会計、公共下水道事業会計、尾花沢市特定環境保全公共下水道事業会計及び大石田町特定環境保全公共下水道事業会計の資金不足比率と、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていると認められます。

審査の概要を申し上げますと、4会計とも資金不足額がないため、資金不足比率は算定されませんでした。

なお、詳細につきましては、配布している審査意見書のとおりでありますので、ご参照願います。

以上、令和4年度尾花沢市大石田町環境衛生事業組合一般会計、水道事業会計、公共下水道事業会計、尾花沢市特定環境保全公共下水道事業会計及び大石田町特定環境保全公共下水道事業会計並びに公営企業経営健全化審査結果についてご報告を申し上げます。

説明不足の点については、審査意見書を以てご了承をお願いすることとし、審査結果の報告とさせていただきます。

◎議長（齋藤公一議員）

次に、日程14、一般質問を行います。

発言通告のあった方は、3番 高橋隆雄議員、8番 青野隆一議員であります。以上2名になります。

発言の順序は、議長より指名いたします。

なお、質問及び答弁を含め1議員1時間の持ち時間となりますので、質問に対する当局側の答弁は、質問者の時間制約もありますので、ご協力をお願いします。

まず、8番 青野隆一議員の発言を許します。青野隆一議員、よろしく願います。

〔青野隆一 議員 登壇〕

◎8番（青野隆一議員）

通告にしたがいまして、以下3点について一般質問を行います。

はじめに、山形県ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化計画についてお伺いをいたします。

計画書の14ページ、将来予測を見ますと、1日195tの焼却能力がある、クリーンピア共立の令和7年度の1日当たりのごみ処理量、ごみ焼却量の推計は106tとされております。また、最上広域のごみ焼却施設、エコプラザもがみの1日当たりの焼却能力も90tに対し、こちらも令和7年度の1日当たりの焼却量の推計は46tとされております。

両施設とも、尾花沢市大石田町の1日当たりの推計焼却量14tを焼却できる状況にあると理解してよろしいのかどうかお伺いをいたします。

また、16ページには、県の役割として、さらなる広域化、集約化に向け、市町村、一般事務組合に対し、地域循環検討会議の場などを活用し、技術的助言を行いますと書かれております。

それでは、これまで地域循環検討会議が開催されているのかどうか。開催されたとすれば、このたびのごみ焼却整備事業について、県に対し助言を求めたり、あるいは県から助言をいただいたことがあるのかどうかお尋ねをいたします。

次に、今後の財政計画の見通しについてお

伺いいたします。

9月8日の衛生常任委員会で配布をされました資料4、年度別歳入歳出内訳を見ますと、事業費100億円のうち22億円が国からの交付金、65億円が組合起債充当額、そして13億円が一般財源と推計をされております。しかし、一般廃棄物処理事業債充当額については、環境省の当該年度の予算の範囲内とされております。現時点で全国からの申請額が予算オーバーし、結果として、一般財源が増加するような可能性はないのかどうか伺いいたします。

また市町の負担金は、尾花沢市は5億円、大石田町は2億5,000万円と平準化をされ、現在と同じぐらいの負担金で推移すると説明をいただきました。しかし、市、町の人口は、令和2年度から令和27年度までの間に半減をいたします。令和2年度と令和27年度の市、町民1人当たりの負担額、負担金額を計算いたしますと、2万5,000円から7万2,000円と3倍になります。つまり、大幅な人口減少によって税収や地方交付税が減少し、市町の予算規模も縮小するために、負担額は同じでも、自主的な負担率は3倍多くなると思いますが、いかが考えお考えか伺いをいたします。

最後に、今後の広報活動について伺いをいたします。

12年前に提案をさせていただいて、ホームページがアップされました。このたびの大規模な事業については、何よりもその恩恵を受けると同時に、大きな負担をすることになる尾花沢市民、大石田町民からの理解をいただくことが大切であります。そのために、どのような取り組みを考えておられるのか伺いをいたします。

東根市ほか2市1町、共立衛生事業組合では、年2回、広報誌クリーンピアを発行して

おります。本組合員としても広報紙の発行を行うべきと考えますが、ご所見をお伺いいたします。

以上3件について、ご誠意ある答弁をよろしくお願い申し上げます。

◎議長（齋藤公一議員）

管理者。

◎管理者（結城裕君）

ただ今の青野議員の質問にお答えを申し上げます。

令和5年3月に策定されました、山形県ごみ処理の広域化及びごみ処理の集約化計画につきましては、事前に県より、各市町村並びに各一部事務組合に対する意向ヒアリングが実施され、それらを取りまとめられたものと認識しております。その中で、広域化の考え方につきましては、現在の広域7ブロック、8処理区の区割りににつきましては、現行の処理体制等を維持することとされ、さらなる広域化、集約化に向けては、県及び市町村並びに一部事務組合で構成する地域循環検討会議の中で、引き続き検討していくこととされております。

なお、広域化に関する本組合の考え方につきましては、先の3月定例会一般質問答弁のとおりであります。

県の広域化計画、14ページに関するご質問であります。同計画書の数字を素直に捉えれば、そういう状態なのかもしれませんが、他組合における施設の状況、あるいは施設運転管理方針等の詳細部分まで、本組合が把握している状況ではありません。これはあくまで仮定の話ではありますが、他組合の施設も年数が経過していることを踏まえますと、なるべく機器類に負荷をかけないように、施設の延命化を図っている可能性もありますので、他組合の施設の状況につきましては、本組合

議会場で答弁することは差し控えさせていただきます。

次に、村山地域循環検討会議についてお答えを申し上げます。

広域化計画策定後の村山地域循環検討会議は、令和5年7月18日に、村山総合支庁2階講堂で開催され、市職員1名、町職員1名及び組合職員2名が出席しております。

同会議における広域化の議論につきましては、まずは今後の施設整備予定などを、お互いに確認するという部分からスタートしている状況であります。

次に、県からの助言指導についてですが、ごみ処理施設整備事業は、国の循環型社会形成推進交付金を活用し、令和3年度から関係するソフト事業を開始しており、交付金事業担当窓口である県の環境エネルギー部、循環型社会推進課が現地を確認するなど、連携しながら事業を実施しております。この交付金の活用にあたりましては、事前に県の担当窓口の審査を受けないと、国とのやり取りができない仕組みになっておりますので、県に助言を求めたり、県から助言をいただいたりすることは、日常の交付金事務の中では必須事項となっております。

また、現在国からの交付金の要望額調査等におきまして、県の広域化計画に沿った整備内容を実施しているかについては、チェック項目の1つとなっております。本組合におけるごみ処理施設整備事業は、国、県の方針に沿った形で事業が推進している状況にあります。

続きまして、ごみ処理施設整備事業の事業費は、9月8日の衛生常任委員会、また9月21日の全員協議会でもご説明申し上げたとおり、約100億円と見込んでおります。その財源の内訳といたしまして、一般廃棄物処理事業債と循環型社会形成推進交付金の活用を視野

に進めております。このうち、環境省による循環型社会形成推進交付金の財政措置は、廃棄物の適正処理やリサイクルの推進など、循環型社会の推進の観点から、自治体が推進する一般廃棄物処理施設の整備に不可欠であると認識しております。

また、自治体における一般廃棄物処理施設は、安全で快適な市民、町民の生活を保持する上で、欠くことのできない重要な都市基盤であり、その整備には多額の費用を要することから、各自治体は、地域計画に基づき、循環型社会形成推進交付金を主要な財源として事業を進めております。

一方、全国的な状況といたしまして、平成2年度以降、ダイオキシン類対策のために、緊急かつ集中的に整備、更新された一般廃棄物処理施設の多くは、老朽化が進み、一斉に更新事業を迎えている現状にあります。このため、国の循環型社会形成推進交付金の当初予算は、所要額と大きく乖離が生じており、その対応として、前年度の補正予算と合わせて、予算措置されている実状にあります。このことは、実際、し尿処理施設整備事業実施の際にも、同様の事案が発生しており、その際は市、町と連携しながら、要望活動と補正予算の活用で対応し、結果的に同交付金は満額支給いただいた経過がございます。全国自治体の一般廃棄物処理施設の更新需要は、今後数年間は続くと考えられるため、交付金要望額に対する内示額が、満額いただけない事案が発生する可能性があります。ごみ処理施設整備事業実施に向けた今後の対応といたしましては、これまでの事業経験から、結果として当初予算で同交付金の内示を満額いただけない場合は、国の補正予算を積極的に活用するとともに、あらゆる機会を捉えて、循環型社会形成推進交付金の要望額が確実に実

施、確保されるよう、市町と協力しながら、国、県への要望活動を強化するなど、積極的に実施してまいります。

続きまして、現行のごみ処理施設を維持運営するためには、令和5年度予算においても、約5億円の経費を投じております。中でも、昭和55年3月から使用している施設につきましては、建物、焼却設備などの老朽化が進み、維持修繕にかかる費用などは、年々増加傾向にあります。社会人口研究所による将来人口推計では、議員仰せのとおり、昭和27年度には、現在よりも市、町の人口が半減すると予想されており、分担金を単純に推定人口で割れば、個人の負担額も増加することとなりますが、この部分につきましては、市、町それぞれの事業計画に基づいた財政計画がございますので、詳細につきましては、市、町の財政当局にご確認いただきたくお願いを申し上げます。

このたびのごみ処理施設整備に当たりましては、いかにして後年度負担を軽減するかが重要であると考えております。そのためにも、先に申し上げたとおり、循環型社会形成推進交付金を確実に満額交付されるよう要望活動を強化するとともに、有利な地方債の発行についても調査研究しながら、市民や町民への過剰な負担を強いることがないように、市、町とも密に連携を取り、整備事業を進めてまいります。

続きまして、当組合のホームページは、平成24年11月から運用しており、これまでも上下水道や衛生関連、入札情報など組合の情報を市民、町民の皆様をはじめ、各方面に提供いたしてきたところであります。

議員お尋ねの広報誌の発行についてですが、近年、情報提供のデジタル化が図られ、ホームページやSNSなどの活用など、

情報伝達の高速化が推進されてきたため、紙媒体による情報提供は減少してきているのが現状であります。しかしながら、高齢の方におきましては、デジタルデバインドと言われる情報格差が生じており、紙媒体による情報発信も、全く無くして良いものではないと考えております。今後とも、組合情報につきましては、市報、町の町報への積極的な情報掲載を図るとともに、デジタル媒体を活用した情報発信と合わせて、さらなる情報提供に努めてまいります。

以上で私の答弁とさせていただきます。

◎議長（齋藤公一議員）

はい、はい。

◎8番（青野隆一議員）

それでは自席から順を追って質問させていただきます。

今回示されました県の集約化計画、令和5年の3月、つい最近の発行でございます。私は12年前この組合議会にいたわけですがけれども、今回の事業が発足をするその大きな理由として、最上広域あるいはクリーンピアのほうの受け入れ、その尾花沢のごみを受け入れることは、極めて厳しいんだというところからスタートしたという、私記憶をしているんですが、その発端については、私の認識で間違いないでしょうか。

◎議長（齋藤公一議員）

局長。

◎事務局長（間宮康介君）

お答えいたします。今青野委員仰るとおり、各市、町、東根、最上の各広域組合のほうの構成市町に聞き取りをしまして、今に至っているというふうなことで間違いございません。

◎議長（齋藤公一議員）

はい。

◎8番（青野隆一議員）

おそらく県のこの広域化の8、8、7ブロック、8処理区の区割り、要するに県では、少なくとも100t以上の処理する施設が、再生可能エネルギーも含めて必要なんだという、基本的な方針を今回示されております。我が組合につきましては、処理量が14tという、非常に小さい小規模のことでありまして、これまで管理者の皆さん方が足を運んだりをしながらでも、なかなかその受け入れが難しいという、いわば処理量の問題が根幹にあったということで今、ご答弁いただきました。今回見ましたその計画書、私も初めて見たんですけども、いわゆるクリーンピアあるいは、最上広域さんのほうでも、この数字が間違いないとすれば、尾花沢の処理を可能だということで、全く私もびっくりしてこの数字を見させてもらったんですが、この答弁書では、本組合が把握している状況ではございませんという答弁なんですけれども、これはですね、やっぱり現状、県のご助言もいただきながら、やっぱり広域化を進めるのは本組合だけではなくて、県が中心となって、そういう将来像を描きながら、やっぱり進めるのは県の役割だというふうに私も思いますので、ぜひですね、これについては先ほど申し上げました本事業の根幹に関わる問題でありますので、あらためてこの辺についてはお聞き取りをいただいて、ご回答お願いしたいというふうに思います。よろしいでしょうか。

◎議長（齋藤公一議員）

はい、局長。

◎事務局長（間宮康介君）

ありがとうございます。これから進めていくこの計画に書いてあるとおり、広域化についても検討はこれからもしていくというようなことでもございます。数字的なもので、空きがあるからできるというようなものでもな

く、やはり炉の関係、その既設についてを延命化しながら、各組合等もやっておられるというようなことは聞いてございます。ですので、100%空いてるものを全て埋められるような、ごみの受け入れができるというものでもないと思います。ですので、これからも各組合さんとの情報交換、あとは県との連携を図りながら広域検討化、広域化への検討というのは今後進めていくべきものでもあるかと思っております。以上でございます。

◎議長（齋藤公一議員）

はい、青野君。

◎8番（青野隆一議員）

今のところは把握をされていない、現状について把握をされていないということですので、ぜひですね、このことについて、県を通して、調査をしていただいて、そして回答についても、議会のほうにも報告をお願いしたいというふうに思います。

それではですね、次に循環検討会議というのがスタートしたということで、やっぱりこの会議というのは、非常にこれから特に本組合が、これから進めていくさまざまな意味で、ご助言いただくということでスタートをしたと。職員も参加をされたということですので、この会議を有効に利用しながら、県のやっぱり役割を果たしていくような思いで、今後とも望んでいただきたいというふうに思っております。

次に、今後の財政負担見通しについてでございますけれども、私も2年ほど前、環境省の職員の方々とウェブ会議で、実はこの情報交換をさせていただいたことがございます。ご答弁ありますように、環境省による循環型社会形成推進交付金、これは財源が毎年定められておりまして、年度によっては、その予算額をオーバーした場合、その補助金が満額

来ることがないということもぜひご認識をいただきたいという回答がございました。令和7年度からの事業なんですけれども、ここに書いてある全国で相当数が、この交付金は受けたいということで、手を挙げられているという状況であるというふうにご回答いただきました。今現在なんですけれども、その本組合が事業をスタートする、そのあたりの全国的な環境省に対する事業の申請数というの、把握をされている状況にあるんでしょうか。分からなければ分からないでいいんですけれども、分かればお答えをお願いしたいと思ひ

◎議長（齋藤公一君）

はい、局長。

◎事務局長（間宮康介君）

すいません、正確な件数までは把握してございません。

◎議長（齋藤公一君）

青野議員。

◎8番（青野隆一議員）

おそらくこれは計画書がもう環境省に届いているというふうには私は認識をしております。したがって、令和7年度ですか、あの事業がスタートする状況での全国的な、その申請件数、あるいは金額に対する金額の把握、それはおそらく、環境省としてはされていないかなと思っております。先ほどからありますようにやっぱり、監査委員からもありました、非常にやっぱり、運営については厳しい状況にあるというふうな認識でございます。そしてまた財政負担につきましても、なるべくやっぱり負担の少ない交付金については、やはり満額いただくというふうなことについて、国に対して働きかけをしていかなきゃならないということで回答がございました。そのとおりですね、やはり足しげく通っていただいて、そしてその交付金については、

予算の確保をしていただくように、今後ともお願いしたいなと思っております。

私のほうからもう1点なんですけれども、やはり県と、県が、今回やっぱりこのこういう計画書を提出をしていただきました。この廃棄物に関する業務というのは、基本はこの市町村の責務だというふうになっております。しかし今現在は、その市町村の区域を越えて広域、広域的に行われているというふうになっております。そうした意味で、やはりこの県の財政支援も、私はしっかり求めていくという今後ですね、やっぱりそういう支援を要請をしていく、お願いをしていくことも必要になってくるんじゃないかなというふうには認識をしておりますけれども、このことについてのお考えがあればお聞かせいただきたいと思ひます。

◎議長（齋藤公一君）

局長。

◎事務局長（間宮康介君）

お答えいたします。県の財政支援という部分につきましては、現在把握しているものはございません。ですので、これから国や県に働きかけて、県に働きかけていく時に、そういう財政支援などについても、市、町それぞれの重要事業要望などの際にも捉えていただくような形で、市、町と協議していきながら進めていけたらいいのかなと思っております。以上でございます。

◎議長（齋藤公一君）

青野君。

◎8番（青野隆一議員）

やはりこのごみの処理の問題というのは、1自治体だけでは、なかなか完結をするものではないということでございますので、ぜひともですね、やっぱり県もまたそういった役割の明確性も今回謳っておられます。そうし

たことを考えますと、やはり県に対して、来年度以降ですね、今、ご答弁ありました、やっぱり重要要望事項ということで、ぜひ盛り込んで私もいくべきだと思いますけれども、管理者はいかがでしょうか。

◎議長（齋藤公一議員）

管理者。

◎管理者（結城裕君）

ただ今、議員のほうから、さまざまなお話がございました。まず財政的な負担については、厚生環境省ですか、環境省でどれだけの要望があるかというようなことについても、周知するなら、我々で知っておくべきじゃないかというようなお話もありましたが、じゃあ100億円あったら我々はやめるのか、120億円だったら要望するのかと、そういうことではなくてですね、我々は必要な額を要望しているわけでありまして、なんぼ増えたからといって、日本全国にたくさんあるからといって、我々が要望を取り消すというようなことは全くないわけでありまして、したがって、全国的に多いという状況はあったとしても、我々がこれから要望することについては、従来どおり、全くどんな状況になっても要望は続けていくということでありまして。

あと、県、国、失礼しました、県のほうに依頼する件についても、これも従来からさまざまな場面においても、もちろんこの広域化につきましても、これから我々としては、今、市と町で負担している部分を、何とか広い範囲でやっていただきたいということは、さまざまな場面で要望もしておりますし、直近でも要望もしたということでありまして。しかしながら、一方その住民の意識として、受け入れる側に立った場合、果たしてそれが各住民の皆さんに受け入れられるかという点もあるんじゃないかというふうに、私は個人的には

思います。したがって、広域化につきましても、これからさまざまな状況が出てきている中で、どの部分でどういう組み合わせをしていくかということも含めて、県が主体となってやっていただけるように、これからも要望してきたというふうに思っております。以上であります。

◎議長（齋藤公一議員）

青野議員。

◎8番（青野隆一議員）

管理者の答弁ございましたけれども、この事業を取り下げるとか取り下げないんじゃないかと、もう進めるということですので、先ほどあった、事業申請が多ければ多いほど、その満額の交付金じゃなくて、やっぱり交付金の補助率が下がるという可能性があるという私もお聞きをしておりますので、そんなことがあれば、当然一般財源の持ち出しが多くなってしまいます。いわゆる市町の財源が厳しくなるということに直結をしますので、あらためまして、その事業を推進をするという基本的な考え方はそのとおりでありますし、なお、その満額いただければ、やっぱり予算の措置についても、今後とも足を運んでいただくというご答弁ありましたので、そのようによろしくお願ひしたいというふうに思います。

最後にですけれども、方法の問題でございまして、今質問席のほうで申し上げましたけれども、やっぱりこれは尾花沢市民、尾花沢、大石田町民にとって、今後の償還計画なんかを見ますと、やっぱり20年、30年にわたり、財政的な負担が生じてくれば、そういうふうな中で、やっぱり一番理解をしていただかないきゃならないのは、市民であり町民だということ、ホームページなり、あるいは今あるそれぞれ市町の広報誌でも活用ありましたけれども、これがですね、クリーンピア

さんで出している、いわゆる見開きの広報誌になります。3月と9月に、いわゆる決算と予算の時に出しております。これすごく見やすいなと思って見ているんですが、これからですね、やっぱりこの大きな事業と、そしてまた水道料金の問題、あるいはごみ袋のその料金、あるいは大きい袋の提供などについてもさまざまな、やっぱりここはライフラインに関わる非常に大事な事業を扱っているということでございますので、私はぜひですねこの広報誌をむしろ発行して、そして理解をいただくというふうなことをお願いしたいというふうに思っております。

そしてもう1点は、やっぱり市民、町民へのその説明会、いわゆる事業、これからこう進んでいくんだという、今だいぶ全容が見えてまいりました。そういうことにつきましても、毒沢地区ももちろんでありますけれども、やっぱり市民、町民の理解をいただくための取り組みについては、なお一層強化をしていきたいというふうに思っているわけでありませうけれども、あらためてご答弁お願いしたいなと思います。

◎議長（齋藤公一議員）

局長。

◎事務局長（間宮康介君）

お答えいたします。1点目の広報誌の、独自の広報誌の作成というようなことですが、やはり先ほど申しましたとおり、少しデジタル化というような部分もございまして、あと市報、町報のほうの、その読まれているパーセンテージというふうなところも少し考えますと、あらためて広報誌を出しても、そういうふうなところも考えられます。ですので、一応広報誌、町報に環境衛生の特集などを入れるというふうなこともしながら、見やすく皆さんにご提供できたらいいのかなと思

いますし、あとホームページの決算状況の公開ですとか、情報公開なども含めて、充実させていきたいと思っております。

また住民への説明会ということでございます。今だいぶ進められております事業の中身、それとあと今後の見通しなども含めて、折を見て説明会等を開催すべきと考えてございます。よろしくお願いいたします。

◎議長（齋藤公一議員）

青野君。

◎8番（青野隆一議員）

繰り返しにはなりますけれども、やっぱりこれからの財政的な視点から、その県への要望もしていくということでございましたし、あるいは広報についても、これまで以上に強化をしていくというような考えでございました。ぜひですね、これまで以上に、その財源の確保とともに、住民への周知についても十分図っていただくようお願い申し上げまして、私の一般質問とさせていただきます。ありがとうございました。

◎議長（齋藤公一議員）

以上で、青野隆一議員の質問を打ち切ります。

次に3番、高橋隆雄議員の発言を許します。

〔高橋隆雄 議員 登壇〕

◎3番（高橋隆雄議員）

3番、高橋隆雄より通告にしたがいまして、次の3つの質問をさせていただきます。

1番、水道施設についてどう計画しているのか。

水道施設は昭和43年より供給を始め、今日まで市水道施設整備などを更新しながら、使用者に水道水を提供しています。近年では、下水道の普及に伴い、トイレの水洗化など、人口減少に反して、1件当たりの使用量は増えていると思われま

は不要不可欠なものであり、その水を安定的に供給する必要があると思います。水道管においても、耐用年数を超え、現在も使用しているのが現状であります。今後そういった施設を更新するにしても、多額の予算が必要とされますが、当局としまして、どのように更新計画を進める予定でしょうか。

また、現在計画されているなら、どのように計画しているのでしょうか。

2番、圧送式給水タンク車の運用について。昨年度、圧送式給水タンク車を導入し、災害時の備えとして最新の給水車を備えることができました。作業訓練で操作方法など、災害時に備えているとは思いますが。水道事業におきましては、災害時においても、日本水道協会からの要請で、県内外や近隣市町村への対応要請など、活躍運用が期待されると思います。その活動の中で、この給水車を使用するには、水道管への接続作業など、熟練の作業が必要だと考えます。またそれに関わる工具類なども必要となります。現場においては、1つとして同じ条件はないと考えられ、それぞれの現場に対応し、速やかに作業を行う必要があります。それらの作業を、尾花沢市、大石田町だけではなく、日本水道協会や県内外、近隣市町村からの応援要請に速やかに対応するために、どのように準備計画されていますか。

3つ目、災害時における初動体制について。災害発生または施設の故障などの事案が発生した場合に対する、計画準備はできているのでしょうか。

自然災害が起きた場合や、早急な対応が必要となる水道管の漏水について、どのように復旧対応を考えているのか。

水道水においても、下水道においても、住民生活に直結しているものに関しては、復旧

に対するスピード感が問われます。先に質問したように、水道管においては老朽化が進み、地震などの災害時でなくても、修理が必要となります。それらに対応するための準備計画はできているのでしょうか。

以上、私から3つ質問させていただきます。

◎議長（齋藤公一議員）

はい。

◎管理者（結城裕君）

高橋議員にお答え申し上げます。まず、水道施設の更新計画についてお答えを申し上げます。

尾花沢市大石田町環境衛生事業組合の水道事業につきましては、昭和42年2月に設立認可を受け、昭和43年12月から給水を開始し、給水区域を計画的に拡張しながら事業を推進してまいりました。主要施設の豊田水源場管理棟、盃山配水池につきましては、既に耐震補強工事を実施し、現在の耐震基準を満たす安全な施設となっております。また、老朽化した水道管、特に石綿管について、毎年計画的に布設替工事を実施しており、漏水事故の減少に努めてまいりました。

現在、今年度から3ヵ年事業として、アセットマネジメント、将来ビジョン等を含む、水道事業基本計画を策定することとしており、既に業務委託として発注済みであります。策定後は、所有する水道施設の現状を的確に捉え、計画的な更新と施設の長寿命化を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、圧送式給水タンク車の運用についてであります。昨年度購入させていただいた車両一体型給水タンク車は、加圧ポンプが装備されており、高いところ、高所への送水などが可能な高機能の給水タンク車であります。その操作方法等につきましては、これまで組合職員、市、町職員による訓練を実

施するなど、有事の際でも、即時対応可能となるよう体制を整えており、訓練につきましては、定期的に実施していくこととしております。

また、日本水道協会からの応援要請による他市町村への給水活動については、水槽へ直接注水することを想定しておりますが、状況によりましては、給水管への直結による給水活動も想定されますので、さまざまな事態を想定し、近隣自治体や熟練した技術を保有する尾花沢、大石田町、大石田管工事協同組合など、関係機関と常に情報共有や連携を図り、応援要請があった場合には、的確に給水活動を行えるよう、引き続き備えていきたいと考えております。

続きまして、災害時における初動体制につきまして、地震災害、風水害、その他の災害に見舞われ、水道水の供給を断たれた時の職員の動員配置及び水道災害対策本部の組織体制応急対策につきましては、水道災害発生時応急対応マニュアルを定め、災害等発生時の対応を迅速かつ円滑に実施できるよう計画しております。この計画では、災害による被災のレベルに応じて、応援要請を行うこととしており、応援要請は、地元の尾花沢大石田管工事協同組合との間で、水道施設の災害に伴う応援協定書を締結し、これまでも応急給水や応急復旧活動にご協力をいただいているところであります。

また、日本水道協会との間でも、災害時相互応援協定を締結し、応援要請を行うこととしております。災害はいつ起きるか分からないため、今後も災害時の連絡網や初動体制については、常時確認するとともに、常日頃からの施設管理を徹底し、市民、町民の皆様にとって、より安全安心な水道水が、いつでも供給できるよう整えてまいります。

以上、私の答弁とさせていただきます。

◎議長（齋藤公一議員）

はい、高橋議員。

◎3番（高橋隆雄議員）

今答弁をいただきました。水道施設も配水池、取水池とかなり老朽化が進んでおります。今後、ごみ処理場、そのほかの更新事業というのは、かなり莫大な予算がかかりますので、こちらのほうも合わせて随時計画を進めていただきたいとともに、市、町のやっぱり状況も変わってきて、年々変わってくると思いますので、それに合わせた対応で、変化のある計画をやっていただければというふうに思います。

加圧タンクに関しましては、これから、先ほども申し上げたとおり、いろんなどころから要請がかかると思います。その中で職員の方だけで対応できるものと、対応できないものというものがあるかと思っておりますので、そういったことに関しては、施工業者、工事業者と、初めに、規則というか、決まりを決めていただいて運用していければ、応援要請が来た時にスムーズに対応できるのではないかなというふうに思いますので、その組織作りというか、対策をしっかり進めていただきたいと思っております。

漏水修理、災害時の排水管の修理に関しましても、事業者と、あとこっちの管理側とのその協定というのは分かるんですが、お互いにきちんと分かっていると、ああじゃなかった、こうじゃなかったというふうになりますので、お互いに理解できるように、年1回なり2回なり、その訓練と申しますか、実施して初動の体制をスムーズにやっていただければと思いますが、いかがですか。

◎議長（齋藤公一議員）

管理者。

◎管理者（結 城 裕 君）

今、高橋議員のほうからもお話もありましたとおり、やはり災害時等につきましては、いつ何時起きるか分からない、そういう中で、なかなか紙ベースで作ってみたい、計画は作ってあるんだというようなことが往々にしてありますので、可能な限り、今仰ったようにですね、実際に訓練のようなものを実施していきけるように計画してまいりたいと。それと細部についても、やはり絵に描いた餅にならないようにですね、そこら辺も含めてですね、それぞれ企業さんのほうとも話し合いをしながら、もっともっと細かいところまでですね、詰めていきけるようにしていきたいというふうに思っております。

◎議長（齋 藤 公 一 議員）

高橋議員。

◎3番（高 橋 隆 雄 議員）

ぜひともそういった形で、先ほど管理者のほうからありましたように、絵に描いた餅にならないようにですね、実際きちんと動けるような体制作りをしていただければと思います。私からの質問は以上であります。

◎議長（齋 藤 公 一 議員）

以上で、高橋隆雄議員の質問を打ち切ります。

これで一般質問を終わります。

次に、議案の審議を行います。

本当は、議案の審議に入る前に一服の時間が必要かなと思ったんだけど、一服する時間は取りませんので、ひとつなんか必要な人は自席から出していただければ、こういうふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

次に、議案の審議を行います。

この際、お諮りいたします。日程第15、認第1号「令和4年度尾花沢市大石田町環境衛

生事業組合一般会計歳入歳出決算の認定について」から、日程第24、議第18号「尾花沢市大石田町環境衛生事業組合議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」までの10案件の審議については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っておりますが、これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（齋 藤 公 一 議員）

ご異議なしと認めます。よって、10案件の審議については、委員会付託を省略することに決しました。

それでは、まず、日程第15、認第1号「令和4年度尾花沢市大石田町環境衛生事業組合一般会計歳入歳出の決算の認定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（齋 藤 公 一 議員）

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、認第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり認定するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（齋 藤 公 一 議員）

ご異議なしと認めます。よって、認第1号は、原案のとおり認定されました。

次に、日程第16、認第2号「令和4年度尾花沢市大石田町環境衛生事業組合水道事業会計決算の認定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（齋藤公一議員）

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論ですが、通告がありませんので終結いたします。

これより、認第2号を採決いたします。

本案を原案のとおり認定するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（齋藤公一議員）

ご異議なしと認めます。よって、認第2号は、原案のとおり認定されました。

次に、日程第17、認第3号「令和4年度尾花沢市大石田町環境衛生事業組合公共下水道事業会計決算の認定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんかな。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（齋藤公一議員）

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、認第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり認定するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（齋藤公一議員）

ご異議なしと認めます。よって、認第3号は、原案のとおり認定されました。

次に、日程第18、認第4号「令和4年度尾花沢市大石田町環境衛生事業組合尾花沢市特定環境保全公共下水道事業会計決算の認定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

んかな。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（齋藤公一議員）

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、認第4号を採決いたします。

本案を原案のとおり認定するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（齋藤公一議員）

ご異議なしと認めます。よって、認第4号は、原案のとおり認定されました。

次に、日程第19、認第5号「令和4年度尾花沢市大石田町環境衛生事業組合大石田町特定環境保全公共下水道事業会計決算の認定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんかな。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（齋藤公一議員）

質疑もないようですので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、認第5号を採決いたします。

本案を原案のとおり認定するに、ご異議ありませんかな。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（齋藤公一議員）

ご異議なしと認めます。よって、認第5号は、原案のとおり認定されました。

次に、日程第20、議第14号「令和4年度尾花沢市大石田町環境衛生事業組合水道事業剰余金の処分について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（齋藤公一議員）

質疑もないようですので、終結いたします。
次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、第14号を採決いたします。

本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（齋藤公一議員）

ご異議なしと認めます。よって、議第14号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第21、議第15号「令和4年度尾花沢市大石田町環境衛生事業組合大石田町特定環境保全公共下水道事業の剰余金の処分について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（齋藤公一議員）

質疑もないようですので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第15号を採決いたします。

本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（齋藤公一議員）

ご異議なしと認めます。よって、議第15号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第22、議第16号「令和5年度尾花沢市大石田町環境衛生事業組合一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（齋藤公一議員）

質疑もないようですので、終結いたします。
次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第16号を採決いたします。

本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（齋藤公一議員）

ご異議なしと認めます。よって、議第16号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第23、議第17号「尾花沢市の条例を準用する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（齋藤公一議員）

質疑もないようですので、終結いたします。
次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第17号を採決いたします。

本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（齋藤公一議員）

ご異議なしと認めます。よって、議第17号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第24、議第18号「尾花沢市大石田町環境衛生事業組合議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（齋藤公一議員）

質疑もないようですので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第18号を採決いたします。

本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（齋藤公一議員）

ご異議なしと認めます。よって、議第18号は、原案のとおり決しました。

以上で、今定例会に付議されました議案の審議は、全て終了いたしました。慎重なるご審議、誠にありがとうございました。

この際、管理者よりの発言の申し出がありますので、これを許します。管理者。

◎管理者（結城裕君）

皆さんお忙しい中、今日はお集まりいただき、定例会ということで、全ての議案につきましてご可決いただきましたことを、あらためて御礼を申し上げます。

今後また雪の季節になりますので、さまざまな事態が起きることも想定されますので、引き続き取水調整のほうにご支援、ご協力のほどお願いを申し上げまして、御礼の言葉とさせていただきます。今日は本当にありがとうございました。

◎議長（齋藤公一議員）

これをもちまして、令和5年10月定例会を閉会いたします。大変ご苦勞様でございました。

閉会 午前11時55分